

大阪 市会だより



10月号 令和7年

編集と発行／大阪市会事務局政策調査担当
〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20
☎06-6208-8694 FAX 06-6202-0508
大阪市会ホームページアドレス
<https://www.city.osaka.lg.jp/shikai/>



臨時会で補正予算案を 可決！

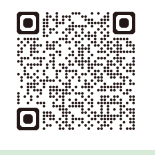
定例会 開会中

大阪市会は、7月1日に7月市会(臨時会)を開会、物価高騰対策に係る補正予算案などを議決し、同日閉会しました。

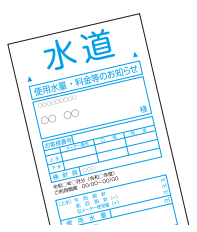
また、9月18日に9～12月市会(定例会)を開会しました。今定例会は、主に令和6年度の一般会計や国民健康保険、介護保険事業等の政令等特別会計及び水道、下水道事業等の公営・準公営企業会計の全14会計の決算を審議します(詳細は次号掲載)。

7月市会(臨時会)では、物価高騰の影響を受けている市民等に対し、生活支援として上下水道料金に係る基本料金を減額するため提出された「議案第113号 令和7年度大阪市一般会計補正予算(第1回)」と、関連する議案を審議しました。その結果、補正予算案は附帯決議を付して可決、関連議案については原案どおり可決しました。

議会中継は
こちら▶



<議案第113号 令和7年度大阪市一般会計補正予算(第1回)の概要> 上下水道料金の減額による市民生活への支援 81億 8,700万円



物価高騰の影響を受けている市民等に対し、生活支援として上下水道料金に係る基本料金を**減額**(令和7年10月検針分から12月検針分まで)



議案が付託された
3つの委員会で審査！



議員の
**財政総務委員会・市政改革委員会・
建設港湾委員会**では、
主に次の質疑がありました

- 過去に実施した上下水道料金の減額による市民生活への支援の概要
- 財政調整基金を活用した今後の生活支援策
- 共同住宅料金制度を選択している共同住宅の管理会社等への対応策
- 本市との給水契約がないことから、支援が直接受けられない市民への対応

可決した**意見書・決議**

意見書は、国会及び所管大臣に
提出します

- 物価高騰対策にかかる自治体事務負担の軽減と効率化を求める
意見書 (7月1日)

議案第113号 令和7年度大阪市一般会計補正予算(第1回)に対して 次の**附帯決議**を付して、本会議で可決しました

市政改革委員会

附 帯 決 議

今回の補正予算において実施される上下水道料金の減額については、手続き等の負担がなく、さらに所要事務費も抑制できるなど、迅速かつ効率的・効果的に事業実施が可能である一方、共同住宅料金制度の適用を受けている共同住宅にお住まいの市民の方に施策の効果を行き渡らせるためには、当該共同住宅の管理者等の協力が必要不可欠である。こうしたことを踏まえ、本施策の実施にあたっては、次のことに留意すること。

- ・共同住宅の管理会社等に対する協力要請、広報活動をより一層強化し、施策の趣旨・目的の丁寧な説明に努めるとともに、今回の減額措置に関する共同住宅の入居者からの問い合わせにもしっかりと対応できるよう体制を整え、あわせて調査をするなど、共同住宅の入居者に支援の効果が届くよう取り組むこと。

附帯決議とは

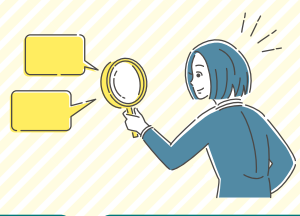


審議内容の議決にあたって、その内容について付随的に付けられる意見または要望のこと

9月の市会のうごき



Youtube大阪市会
録画放映チャンネルは
こちら▶



議案の内容、
議決の結果
などはこちら▶

